

都道府県・政令指定都市名	43 熊本県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	熊本県男女共同参画社会推進会議	
設 置 年 月 日 (西 曆) ・ 根 拠	1980年10月23日	根拠: 熊本県男女共同参画社会推進会議設置要項
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	熊本県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 曆)	2002年4月1日
構 成 員	9 人 (女性 5 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 曆)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	第5次熊本県男女共同参画計画	
改定・見直しの予定時期	2026年3月31日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	熊本県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 曆)	2001年12月20日
	施 行 日 (西 曆)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 曆)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年3月31日
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	第5次熊本県男女共同参画計画(2021年3月)、審議会等委員への女性の登用推進に関する要項(2016年10月)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員、地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関及びこれに類する機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(124)うち女性委員を含む審議会等数(123)		
			延総委員等数(1,813)延女性委員等数(713)	女性比率(39.3)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(54)うち女性委員を含む審議会等数(54)		
			延総委員等数(893)延女性委員等数(344)	女性比率(38.5)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(39)		
			延総委員等数(785)延女性委員等数(254)	女性比率(32.4)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)		
			延総委員等数(78)延女性委員等数(22)	女性比率(28.2)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	163 人	(2023 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本 庁	計	371	38	10.2	21	1	4.8	59	3	5.1	291	34	11.7
	うち一般行政職	300	35	11.7	20	1	5.0	45	3	6.7	235	31	13.2
支庁・地方事務所等	計	205	27	13.2	7	0	0.0	32	2	6.3	166	25	15.1
	うち一般行政職	128	19	14.8	5	0	0.0	17	2	11.8	106	17	16.0
全 体	計	576	65	11.3	28	1	3.6	91	5	5.5	457	59	12.9
	うち一般行政職	428	54	12.6	25	1	4.0	62	5	8.1	341	48	14.1
再掲	警察関係	132	5	3.8	2	0	0.0	28	0	0.0	102	5	4.9
	教育委員会	53	8	15.1	2	0	0.0	5	1	20.0	46	7	15.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	733	141	19.2	910
	うち一般行政職	612	128	20.9	663	253	38.2
支庁・地方事務所等	計	763	128	16.8	1,364	277	20.3
	うち一般行政職	491	83	16.9	538	169	31.4
全体	計	1,496	269	18.0	2,274	549	24.1
	うち一般行政職	1,103	211	19.1	1,201	422	35.1
再掲	警察関係	295	20	6.8	908	73	8.0
	教育委員会	89	16	18.0	262	100	38.2

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	49	4	8.2	59	15	25.4	65
	うち一般行政職	35	4	11.4	59	15	25.4	59	17	28.8
支庁・地方事務所等	計	33	6	18.2	78	15	19.2	79	13	16.5
	うち一般行政職	17	6	35.3	48	9	18.8	16	5	31.3
全体	計	82	10	12.2	137	30	21.9	144	30	20.8
	うち一般行政職	52	10	19.2	107	24	22.4	75	22	29.3
再掲	警察関係	27	1	3.7	21	1	4.8	57	4	7.0
	教育委員会	15	4	26.7	25	5	20.0	18	6	33.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				「昇任試験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
課長補佐相当職	○		○			○	◎		○		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く
係長相当職	○		○			○	◎		○		「昇任試験」「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ、「部局等の推薦」は警察関係は除く

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,271	167	13.1
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	327	135	41.3
うち上級	233	100	42.9
うち一般行政職	182	79	43.4
うち上級	139	60	43.2
うち警察関係	97	29	29.9
うち上級	51	15	29.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	
(知事部局)熊本県職員旧姓使用取扱要綱 (教育委員会)熊本県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 (警察本部)熊本県警察職員の旧姓使用取扱要領について(通達)	
該当部分の条文(本文)	<p>(知事部局) (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。</p> <p>(教育委員会) (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。</p> <p>(警察本部) 3 手続 (1) 承認申請 ア 職員は、職場等における旧姓の使用を希望するときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により、所属長を通じて、警察本部長に申請するものとする。この場合において、当該申請書には、申請に係る職員の旧姓を証する書面を添付するものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード		1:2023年4月1日		2:その他(西暦)	
防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	熊本県男女共同参画センター		愛称・通称	パレア		
設置年月日(西暦)	2002年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：860-8554 住 所：熊本県熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル 電話番号：096-355-1187 FAX番号：096-355-4318 ホームページ：http://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：くまもと県民交流館管理運営共同企業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：くまもと県民交流館管理運営共同企業体) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	3 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額	2023年度 53,297 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： パネル展、講演会) ○ 2. 講座(主な事項： 講座、セミナー実施) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 広報誌の発行、ホームページ運営、情報ライブラリ運営) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 民間団体への情報提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： アドバイザー派遣) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 熊本県男女共同参画活動交流協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	10	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 〔内容：フォーラム、シンポジウム等の開催、災害被害者支援活動〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 〔 名称 : 概要 : 7. その他 〔 内容 :		
---	--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 〔 内容:
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	27,352	20,404	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00303 %	0.00223 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	43,180	50,104	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			○	
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		○
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「よかボス企業」(7,8,10,12)、「熊本県プライト企業」(1,2,4,7,9,10)、「子育て従業員応援団」(2,7,8,9,10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	「KUMAMOTO よかボス AWARDS」(7,10,12)、「男女共同参画推進事業者表彰」(1,2,4,5,6,7,8,9,10,11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	熊本県女性の社会参画加速化会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	熊本県男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

規則名	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
配偶者の出産	1
育児	1
家族の看護	4
家族の介護	1
疾病	1
その他	1 公務その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないとき
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()
規則名	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
規則名	
条本文文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	
平成23年度から毎年(H28年度、R2年度、R3年度を除く)、県内高校生を対象とした高校生県議会を開催	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ()
計画、指針名	熊本県防災計画
該当部分の規定	第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第14節 避難収容 6. 避難所における男女共同参画の推進 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) (2023年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2020年4月16日	~	2024年4月15日
副知事				2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	69	22	31.9		
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	22	32.4		
	内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者		24	8	33.3		
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	16	14	87.5			
2	国土利用計画地方審議会	19	8	42.1		
3	土地利用審査会	7	5	71.4		
4	都道府県交通安全対策会議	21	2	9.5		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	8	42.1		
7	精神医療審査会	20	9	45.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	19	5	26.3		
10	准看護師試験委員会					
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	22	5	22.7		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5		
15	国民健康保険審査会	9	5	55.6		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	10	5	50.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
21	都道府県都市計画審議会	18	5	27.8		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	7	58.3		
24	石油コンビナート等防災本部	25	1	4.0		
25	公害健康被害認定審査会	10	1	10.0		
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	15	4	26.7		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
31	介護保険審査会	18	8	44.4		
32	都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0		
33	感染症の診査に関する協議会	36	10	27.8		
34	警察署協議会	158	73	46.2		
35	土地収用事業認定審議会	5	2	40.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9		
37	都道府県国民保護協議会	59	5	8.5		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	35	3	8.6		
46	指定難病審査会	24	1	4.2		
47	小児慢性特定疾病審査会	8	2	25.0		
48	行政不服審査会	6	3	50.0		
49	地域医療対策協議会	17	1	5.9		
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	5	1	20.0		
51						
52						
53						
54						
合 計		785	254	32.4		
女性委員0の審議会数		0				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	25	6	24.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	78	22	28.2	
	女性委員0の委員会数	1			